

### 国民年金

## 追納制度をご存じですか

過去に保険料の全額または一部免除、学生納付特例制度や猶予制度の承認を受けた期間のある方は、10年以内であれば保険料をさかのぼって納めること（追納）ができます。

将来受け取る年金額を増額するためにも、追納制度をご利用ください。

なお、学生納付特例等を受け

た年度から起算して、3年度目以降に追納する場合には、経過期間に応じて一定の加算額が上乘せされます。（右表）

納めることができるようになったときは、できるだけ早く追納することをお勧めします。

☎ 保険年金課国民年金係 ☎ 042-387-9844

国民年金保険料追納額等（令和元年度）

（月額）

免除を受けた年度	各年度当時の保険料	免除の種類 追納額			
		全額免除等	4分の3免除	半額免除	4分の1免除
平成21年度	14,660円	15,280円	11,450円	7,640円	3,810円
平成22年度	15,100円	15,540円	11,650円	7,770円	3,880円
平成23年度	15,020円	15,320円	11,490円	7,660円	3,830円
平成24年度	14,980円	15,170円	11,380円	7,590円	3,790円
平成25年度	15,040円	15,150円	11,360円	7,570円	3,790円
平成26年度	15,250円	15,300円	11,470円	7,640円	3,820円
平成27年度	15,590円	15,620円	11,710円	7,810円	3,910円
平成28年度	16,260円	16,280円	12,200円	8,140円	4,060円
平成29年度	16,490円	16,490円	12,370円	8,240円	4,120円
平成30年度	16,340円	16,340円	12,250円	8,170円	4,080円

※平成29・30年度は、加算額はありませぬ

### はち用防護服等の貸し出し

はちの巣ができた場合には、所有者または居住者の方にご自身で対応していただくようお願いしています。

また、ご自身の対応が困難な場合は、駆除業者の紹介等を行っている（公社）東京都ペストコントロール協会 ☎ 03-3254-0001（2）にご相談ください。

なお、ご自宅、民間施設等にできたはちの巣を自主的に駆除するための用具（防護服、殺虫剤）の無料貸し出しを行っています。貸し出しをご希望の方は必ず事前に連絡をお願いいたします。

■ 貸出期間 4日以内

■ 駆除用具▽はち用防護服▽頭から足元まで覆い隠すタイプ▽殺虫剤▽薬剤が強力な勢いで、約2分程度飛び出します

■ 環境政策課環境係 ☎ 042-387-9817



### 雨水貯留施設の設置費の一部を補助

雨水の積極的な有効利用と節水活動を目的に、雨水貯留施設（雨水タンク等）の設置費用の一部を補助します。

なお、一度の申請で2基まで申請できますが、その後、3年間は再申請できません。補助金を利用する方は、購入前にご相談ください。

▽市内で所有または使用する建物に設置する方▽市税等の滞納のない方

■ 補助金額 貯留施設本体の購入金額の2分の1以内（限度額3万円）

■ 環境政策課環境係 ☎ 042-387-9817

申請できますが、その後、3年間は再申請できません。補助金を利用する方は、購入前にご相談ください。

▽市内で所有または使用する建物に設置する方▽市税等の滞納のない方

■ 補助金額 貯留施設本体の購入金額の2分の1以内（限度額3万円）

■ 環境政策課環境係 ☎ 042-387-9817



### 福祉サービス第三者評価受審費の一部を補助

市では、福祉サービス提供事業者が「福祉サービス第三者評価」を受審した場合に、その受審費用の一部を補助します。福祉サービス第三者評価とは、東京都福祉サービス評価推進機構が認証した評価機関が、福祉サービスを評価するものです。

その結果は、（公財）東京都福祉保健財団が運営する「こうきょう福祉ナビゲーション」(http://www.fukunavi.or.jp/fukunavi/) などのホームページで公表され、福祉サービスの利用者が、サービスを選択する際の情報として、また福祉サービス提供事業者の事業改善のために活用されます。

▽市内に次の福祉サービスを提供している事業者があり、第三者評価の結果の公表に同意できる事業者

▽高齢系▽小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護など

▽障害系▽居宅介護、短期入所（医療型）、障害児通所支援

▽子ども家庭系▽認可保育所（民設）、認証保育所A型・B型

■ 6月21日までに、所定の申請書（市ホームページからダウンロード可）に必要書類を添付し、地域福祉課地域福祉係（市役所第二庁舎2階 ☎ 042-387-9915）へ

### 国民健康保険 こんなときは届け出を

#### 「職場の健康保険に加入したとき」

国民健康保険被保険者が職場の健康保険に加入したときは、14日以内に喪失の届け出が必要になります。

本人または世帯主の方は、職場の健康保険証と国民健康保険証の両方を持って届け出をしてください。

また、休日窓口でも手続きができますので、ご利用ください。

#### 「交通事故や傷害事件に遭ったとき」

交通事故や傷害事件など、第三者（加害者）の行為によってけがをしたときに、国民健康保険で治療を受ける場合は、「第三者行為による傷病届」を提出してください。

（用紙は市ホームページからダウンロードできます）

国民健康保険で治療を受けると、市が医療機関へ治療費の7割（高齢受給者証をお持ちの方は、7〜8割）を一時的に立て替え、届け出をもとに被害者の方に代わって市が後日、加害者に請求します。加害者不明の場合なども、届け出てください。

ただし、加害者から治療費を受け取ったり、示談を済ませたりすると、その事故について国民健康保険が使えなくなる場合があります。示談の前にご連絡ください。

■ 必要書類等 国民健康保険証、印鑑、交通事故証明書等

◆ 共通 ◆

■ 国民健康保険 国民健康保険係 ☎ 042-387-9833



### 認知症サポーター養成講座

認知症について正しい知識を持ち、認知症の方や家族を応援し、誰もが暮らしやすい地域をつくる応援団「認知症サポーター」を養成します。

■ 6月21日（金）午後2時〜3時30分 所公民館貫井北分館

■ 対 初めて本講座を受講する方 定40人（申込順）他参加者には認知症サポーターのシンボルである、オレンジリングを差し上げます ■ 6月1日から、電話で小金井にし地域包括支援センター ☎ 042-388-7373 へ

### 健康的に過ごすためのカラダいきいき体操

小金井さくら体操のほか、東京工学院専門学校生徒によるさまざまなプログラムで楽しくアンチエイジングしませんか。

日程	時間	内容
6/7(金)	午後1時〜3時	さくら体操・ネイル・メイク
/14(金)		さくら体操・朗読
/21(金)		さくら体操・おもてなし講座
/28(金)		さくら体操・ネイル・メイク

### コスモサークル 体操したり歌ったり!

市デイサービス認定サブスタッフのグループである同サークルが企画する1日限定のイベントです。

今回は、たくさん歌ったりおしゃべりしながら、体操も行います。

■ 6月9日（日）午前10時〜正午 所陽なたりハビリティサービス（本町6-7-16） 対 市内在住の原則65歳以上の方 定20人（当日先着順） 持 飲み物、タオル他動きやすい服装

■ 問 介護福祉課包括支援係 ☎ 042-387-9845